

【報告】

レセプト情報等の第三者提供に
関連する平成26年度予算について

第3 安心して質の高い医療・介護サービスの提供

3 予防・健康管理の推進等

(2) 健康・疾病データベース等の研究・分析基盤の確立等

① 医療情報の電子化・利活用の促進

ア NDB データの活用の促進等【新規】 36百万円

医療の質の向上や研究基盤の強化を進めるため、研究者向けにNDB データ(※)の分析施設の整備を行うことなどにより、NDB データの活用を促進する。

※ NDB データ: 国が保有するレセプト情報、特定健診情報及び特定保健指導情報のデータ

イ DPC データの活用の促進等【新規】 50百万円

第三者に対するDPC データ(※)の活用を促進するため、DPC データの一元管理及びDPC データの利活用(公開)に向けたデータベースを構築するための調査(データを移行するための移行データ調査等)を行う。

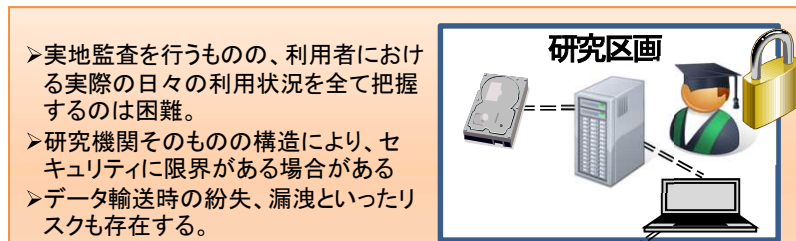
※DPC データ: 急性期入院医療を担う医療機関より提出され、診療報酬改定に活用される臨床情報と診療行為のデータ

国が保有するレセプト等データ(NDB)の利用促進

事業内容

高いセキュリティレベルの確保されたオンサイトセンター設置(関東・関西各1ヶ所)し、研究者等に供することによりNDBデータ利活用の円滑化を図る。(36百万円)

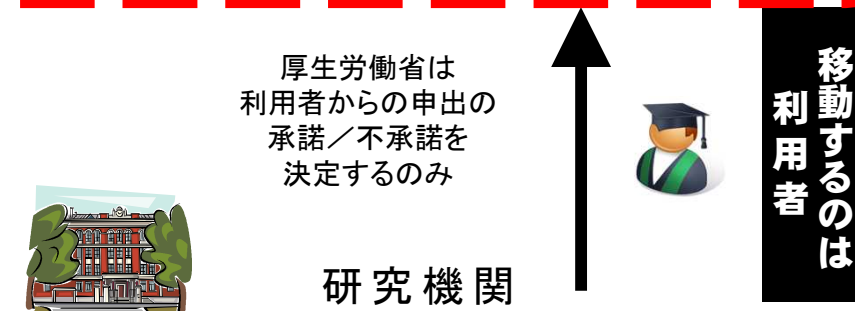
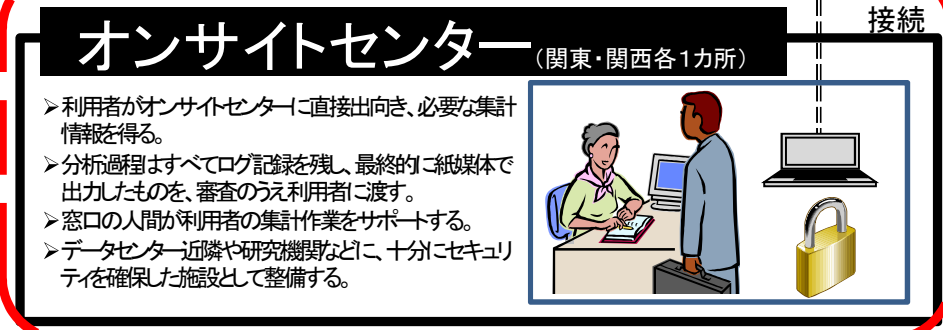
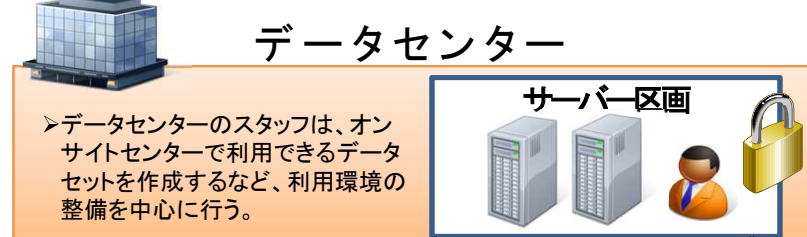
現在の第三者提供



- ・ 普段の外部との接続状況は？
- ・ 他データ混入の可能性は？
- 等々



オンサイトセンターでの利用



- ▶ 利用者が申出を行い、厚生労働省が承諾すれば、利用者が直接オンサイトセンターに行き、データの集計を行う。
- ▶ 研究機関にデータが渡ることはない。